

はつが野1丁目・2丁目自治会

「慶弔」についての細則

(目的)

第1条 この細則は、はつが野1丁目・2丁目自治会の会員世帯に慶弔のあったとき、本自治会の意を表すための原則について定める。

(対象者)

第2条 対象は自治会会員世帯員とする。
会員世帯員とは、会費を支払っている自治会員および会員と同居する親族とする。

(弔慰金)

第3条 会員世帯員が死亡した時は、3千円とする。

(災害見舞金)

第4条 会員世帯の居住する住宅が全焼した場合は、3万円とする。
半焼、その他の状況に対しては、自治会理事会で協議のうえ決定する。
会員世帯の居住する住宅が風水害その他の災害により重大な損害を受けた場合も前項に準ずる。ただし地震等による広域災害の場合を除く。

(傷病見舞金)

第5条 本自治会の会務の執行に起因する会員世帯員の傷病死の場合は、その程度により理事会で協議して決定する。

(敬老祝い金)

第6条 毎年、当該年度において88歳（米寿）の会員世帯員に対して金員または記念品を贈呈する。金額およびその方法は理事会が決定する。

(改訂)

第7条 この細則は、自治会理事会の承認をもって改訂することができる。

附則

(施行期日)

①この細則は、平成22年6月1日から施行する。